

資料3

地方単独医療費助成制度の国における制度化等について（要望）

日頃より、大阪府及び府内市町村行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地方単独医療費助成制度につきましては、重度心身障がい者（児）やひとり親家庭、乳幼児等に対する医療に関する重要なセーフティーネットであり、全国全ての自治体が社会的弱者のいのちと生活を守るため、懸命に維持継続しつつ実施している事実上のナショナルミニマムです。

今般、「社会保障・税一体改革成案」において、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理」した上で、「地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行う」とされたところです。

つきましては、上記改革案の趣旨及び本制度の実態を踏まえ、国において必要な財源を確保され、全国一律の制度として早期に制度化すべきです。

なお、国は、この制度により不要不急な医療費が増嵩するとして、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を実施していますが、一方で、医療費の自己負担の軽減を行うため、地方単独制度を実施することにより、所得税の医療費控除額が縮減される波及効果もあり、減額措置は直ちに廃止すべきものです。

つきましては、下記項目について、早急に実施していただくよう、強く要望いたします。

記

- 1 地方単独医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、全国一律の制度として早期に国において制度化すること。
- 2 国制度化までの間、地方単独医療費助成制度の実施に伴う、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。

平成23年9月

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

大阪府 知事 橋 下 徹

大阪府市長会 会長 向 井 通 彦

大阪府町村長会 会長 中 和 博